

第14回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年8月7日(火)  
招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	下垣 涼子	8番	山本 信男
2番	賀本 幹穂	9番	中田 泰
3番	清水 治之	10番	松原 憲治
4番	一二三 八郎	11番	川上 博久
5番	奥田 隆範		
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

7番 森 光正  
長尾 保

職員及び関係者 局長 末次 義晃  
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4号議案 秋の農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

8番委員 山本 信男 9番委員 中田 泰

事務局： おはようございます。本日お忙しい中、第14回の農業委員会総会という事でご案内を差し上げております。4件ほど議案がございます。よろしく願いをいたします。では会長ごあいさつの方をお願いします。

会長： 皆さんおはようございます。

委員： おはようございます。

会長： 連日暑い日が続いておりますけれども、高温障害とか水稻についても心配されるところでございます。先般にも申し上げましたけれども、今年は目標面積を立ててそれに対して、水稻の作付けを行うという事でございます。先般、取り纏めと言いますか、作付けの状況の報告を皆さんにすることは出来ませんでしたけれども、今日は資料を頂きましたので、日野郡あるいは県の作付面積につきまして、ご報告をさせて頂きたいと思っております。まず、先般も申しあげました、江府町の場合は、今年は294.6haの作付けがございます。町の目標面積が311haでありますので、約95%の作付けになっております。日南町で作付された面積が739.5ha、日野町が172.7ha、日南町と日野町の目標面積はちょっと確認できませんが、作付けだけは報告させて頂きたいと思っております。合計しまして日野郡では1,206.8haの作付けが行われたという事でございます。県を見ますと目標面積が、13,302.09haの目標が建てられましたけれども、実際に作付されましたのは、12,718.5haという事で、約584.1haの作付け余裕があったという事で、目標面積には達しておらない状況の様でございますので、報告申し上げておきたいと思っております。そういたしますと、今日は第14回の江府町の農業委員会の総会でございます。最後まで慎重にご審議いただきます事をお願いいたしまして、審議に入らせて頂きたいと思っております。

議長： これより総会審議に入りたいと思っております。本日の欠席通告は、森委員、長尾推進委員、2人が欠席でございますのが、会議は成立いたしますので始めさせて頂きたいと思っております。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思っております。議事録署名委員は議長より指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、山本委員、中田委員、をお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。それでは審議に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画(案)について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 失礼します。2ページ、議案第1号、農用地利用集積計画(案)でございます。1枚おはぐり下さい。4ページ、5ページに記載させて頂いております。まず、〇〇の〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、それから、同じく〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、何れも〇でございます。貸付人につきましては、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんでござ

います。借受人に方が、〇〇の〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんでございます。賃借の期間につきましては、平成〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までという風になっております。続きまして、下段の方でございますが、〇〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡でございます。何れも〇でございます。こちらにつきましては、〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、借受人の方が、〇〇の〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんの方になります。こちらにつきましても始まりが〇月〇日、終期につきましては〇〇年〇〇月〇〇日まで、と言う風になっております。場所につきましては、お手元の資料10ページ、11ページをご覧頂ければと言う風に思います。最初の分が、10ページでございます。〇〇〇〇〇〇〇の入口の所にある続き田でございます。〇〇〇〇の方でございますけれども、1枚はぐって頂きまして11ページ、〇〇〇を上げて頂いて最初を右に入る道を入ったところでございます。ちょうど今日総会の終わった後にセンチピートの研修会がある訳でございますけれども、ちょうど現地に行く所の田んぼでございます。続きまして、5ページでございます。〇〇の〇〇でございます。〇〇〇〇番地、地目が〇〇〇、面積が〇、〇〇〇㎡でございます。貸付人の方が江府町〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、借受人の方が同じく〇〇、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんでございます。期間につきましては、平成〇〇年〇〇月〇日から〇〇年〇月〇〇日までと言う風になっております。6ページにそれぞれ、借受人とされます、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの経営の状況を載せさせて頂いておりますので、後でご覧いただければと言う風に思います。地図の方、12ページでございます。12ページ、〇〇を入れて手前の赤く色で示している所が当該地という事になります。以上でございます。

議 長： そういたしますと、借受人、〇〇〇〇さんの件ですが、担当の川上委員さんの方からコメントをお願いします。

川 上： ちょっと補足説明をさせて頂きます。江尾の関係ですけれども、借受人の〇〇〇〇さん、これは〇〇〇〇〇なんです、〇の〇〇君と言うのが意欲的にいろいろ取り組んで頂いてまして、ここの農地につきましては、〇〇〇〇〇でもやってみようかという事で、本人の意欲を買ってしている所です。それに伴ってこれからの〇〇〇〇〇は彼の貢献に係っていますので、その辺のことを期待しながらお願いしている所です。意欲は十分ありますので、よろしくをお願いします。以上です。

議 長： はい、ありがとうございます。次に借り受けられますのが、〇〇さんですけれども、担当委員の見山さん、コメント頂けますでしょうか。

見 山： はい、〇〇さんの反当が〇〇切れておりますので、出来れば他所の分を作りたいと言う意欲は十分ありますので、結構だと思います。

議 長： はい、ありがとうございます。それでは、議案第1号の農用地利用集積計画（案）につきまして、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたし





行とかはガードマンをつけて、周辺の農地、水路とかに支障はないからという事で確認をして、周辺の耕作者にもそういう形で了解を取っています。問題なくスムーズに行く予定になっています。以上です。

議長： ありがとうございます。お聞きいただきました様に、担当の川上委員さんの方では、そういった、後耕作をする関係につきましても支障がない、と言う事につきましても確認を頂いているという報告でございます。それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑、意見が有りませんので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認をいたします。それでは議事に入ります。

事務局： すみません。ちょっと補足させて頂いてよろしいでしょうか。実は今ご承認いただきました、〇〇〇さんの案件でございますけれども、こちらにつきましても、今度県の方で開催される、農業会議の常設委員会の方に掛ける案件という事になっております。1か月前に大林組さんの件を農業会議でご審議いただいたんですが、その件については3,000㎡以上という事で、法律に基づく意見聴取事案という事になるんですが、今回の案件は820㎡で、法律には基づかないんですけれども、鳥取県の方で3,000㎡を下回る物に付いても、任意の意見聴取案件という事で、提出しなさいと言うご指導がありまして、今度常設委員会の方に掛ける分でございます。ただし、前は事務局が会場に出かけてご説明をさせて頂いたんですが、今回の任意の案件については農業会議の事務局、おそらく森井さんになると思うんですが、森井さんの方が説明をされると、従いまして事務局なり江府町からは出席しなくても良い、という事で農業会議の方からはお聞きしておりますので、追加でご報告させて頂ければと思います。

議長： 今事務局より説明がありましたけれども、任意という事になりますと、出しても、出さなくても良いという事になるんですか。

事務局： 任意という言葉は本来はそうなんですけれども、県の農業会議さんが、要は、各農業委員会さんのレベルアップと言う風に言っておられます。3,000㎡以上だけの案件に絞ってしまうと、要は鳥取県内の案件が少ないために、毎月常設委員会を開催しても案件が集まらない、という事があるようです。毎月定例に開くために3,000㎡以下の物についても、任意と言いながら出しなさいと言う事の様です。

議長： 分かりました。今事務局長の方から説明がありましたけれども、常設委員会で審議を頂く書類を作成するという事は、いろいろな面で大変事務局も気を使って、審査が、県

の審査ですから、厳しいという言葉は通用しないと思います。適正な審査に通る様な書類が出来ているか、そういった物を厳しく審査される所でありますので、そういった3,000㎡以上は義務付けられているけれども、以下の分についても、事務局の事務的なレベルアップと言いますか、そういった物を求められているんだらうと思います。そういう事で、県の常設審議委員会の方に提出されるという事でご承知を頂きたいと思ます。

見 山： ちょっとすいません。今の、レベルアップと言うのはどういう意味。農業委員会のレベルアップと言う意味か、どういう意味。

事務局： この転用に対する各農業委員会の対応なり、転用者に対する指導、要は周辺の農業をされる方にとって影響がある様な転用ではだめなわけですので、その業者さん、転用者に対する指導力なり、どうしても他所からの意見が無いと、地元だけの意見でやってしまいますので、県下全体を見た時に、例えばどこの農業委員会は指導力があるのに、どこかの農業委員会は業者の言いなりだな、と言う様な事があります。そういった事が無い様に、県下の農業委員会さんの指導力のレベルアップをさせるためという事で

松 原： 関連するんだけど、この間の審議の状況はどんなもんだったんですか。

議 長： ○○さんの件でしょうか。

松 原： 事務局長、ちょっと説明をしてもらえますか。

事務局： 行ってまいりまして、私も初めてで非常に緊張したんですが、農業会議の方が、ご相談をさせて頂いた次の日にこう言った案件があります、と言う話を農業会議にさせて頂いた次に日には森井参与と倉升事務局長、お二人が江府町にお越しになられて、一応業者さんから出された資料に目を通して頂いて、修正なりをして頂いて、農業会議の常設委員会に掛ける議案の作成の支援をして頂きました。当日は、事前に、水明荘である常設審議委員会の前に、2日前に現地調査がありました。と言うのは、今回は3,000㎡以上と言うのは必ず常設審議委員会に掛けなければいけないんですが、その中でも5,000㎡を超えたものについては、委員さんによる現地調査と言うのも行われるという事がございまして、その現地調査の際には南部町の恩田会長さん、日南町の梅林会長さん、お二人にお越しいただきまして、現地のご案内をさせて頂いております。当然立会という事で一緒に今回の転用事業者であります、○○○さんの今回の現場の所長さんの○○○さんと言う方にもついていただいたんですけども、そこで一番言われたのは、一つには、転用地内で発生した雨水等の排水をどうするのか、という事を一番聞かれました。この案件は場内でたまった雨水については、下流域の排水路に流さずに、1回場内で集水圧に集めたものを沈砂池で不純物を除いて、さらにポンプアップで、田んぼに流さずに道路側溝の方に流すと言う様な事も、○○○さんに提案していただいたという事でございまして、非常にそういった所まで配慮した資料が出来ておりましたの

で、委員さんからも特にご意見はなく無事通っております。ですけど、一番言われるのは、排水の問題だなと、言うのは感じたところでございます。以上です。

川 上： 法的な面は森井さんと言う詳しい方がおられますので、その辺を説明されますし、周辺の了解を十分得られているかどうか、その辺をきちんと確認を

議 長： 農業委員会の立場からすれば、あくまでも今後の耕作に対して影響がないかという事を重点的にみられるんじゃないかなと言う風に見ております。ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。それでは議事に入りたいと思います。議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。議案第4号、22ページ、内容につきましては、23ページの方に記載させて頂いております。平成30年秋の農作業標準賃金（案）という事で提案をさせて頂いております。一般農作業7,600円、1日8時間、賄いなし、機械につきましては、コンバイン、16,800円、10a当たり、すみ刈りは委託者が実施という事です。耕起につきましては、10a当たり、6,500円でございます。草刈りにつきましては、畦畔等という事で、1時間当たり、1,620円、燃料・機械含むと言うことになっております。注意事項等下に書いてあります。金額については消費税を含みます。と言う事になっておりますが、基本的には平成29年度の秋の賃金からの見直しは行っておりません。今年は春の方の賃金改正につきましても、基本的には行っておりませんが、秋の、農業公社さんが既に秋作業の注文の取り纏め等を行っておりますが、そちらの方がコンバインの作業につきましても、16,800円という事になっております。耕起につきましては、若干違っております、6,000円に消費税と言う形で、6,480円が農業公社の金額という事になっているんですが、一応誤差の範囲かなという事で、そのまま去年の数字を載せさせて頂いております。以上です。

議 長： それはこれより質疑に入りたいと思います。議案第4号、平成30年秋の農作業標準賃金（案）について、質疑に入りますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

川 上： 毎年こうやって出る訳ですが、出来たら他町村の日野郡内の他町村、伯耆町、ちょっと参考してもらったら一番判断材料になる訳ですから、是非そういう形で、周辺はどうなっているかと言うのが関心がありますので、また次回でもお願いします。多分参考にされていると思います。

議 長： 今川上委員さんの方からご指摘がありましたけれども、春作業の時にも確かそう言った問題が出たと思います。他町村との比較がどうかという事があって、その場合は日野郡だけでなく、西伯もと言う話も出たと思うんですが、事務局もその辺り配慮をして確認を頂けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局： はい。

議 長： 他に質疑、ございませんか。

事務局： 一つよろしいですか。

議 長： はい。

事務局： 十分資料が準備出来ていなくてすみませんでした。私、初めて標準賃金と言うものに携わらせて頂いたんですが、一つ思ったのは、春と秋を別々に決めなければいけないものなんでしょうかと言う事です。と言いますのは、基本的には苗を準備されて、田植えをされて、収穫をされてと、いう事で一連の水稻の作業等があると思うんですが、基本的には人に頼まれる方と言うのは、田植えはこれで人の頼める、コンバインもこれで頼めるという事で、ある程度経営的なめどと言うものを立てられるのではないのかなと言う風に思うんです。要は、春に田植えをした物を秋で収穫と言うのは、基本的には1年前のコンバインの標準賃金と言うのを一つの目安にしておられるのかなと思うんですが、田植えが終わった後に、秋に何らかの見直しをされるという事が耕作をしておられる方にはどうなのかと、出来れば、他の自治体にちょっとあったのは、春秋ではなしに、通年でも、今年の標準賃金と言うのを決めておられる自治体もありました。農家の方の立場に立てば、春秋で決めるよりは、例えば30年なら、30年の標準賃金という事で、春作業から秋作業まで定作してあげた方が良いのではないかと考えたんですけども、どんなものでしょうか。

議 長： 事務局長の方から、その年の1年間の農作業の賃金と言うものは、春の時点で決めたらどうだろうかと言う様な話です。その方が合理的と言いますか、農家の皆さんにとってもよろしいのではないかと言う意見ですが、今は、中田さん、公社の方では、作業の賃金は、春、秋別々に検討されておりますか。

中 田： その時期で検討しております。

議 長： 今、事務局長が言います様に、そういう事も必要かと思いますので、出来れば年度当初、その年1年間を通じての農作業の指針を出して頂くと言う様な事も今後は検討していただきたいと思いますので、公社の方でもそういう様な考え方を検討していただきたいと言う様に思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、皆さん他にご意見はございませんか。

川 上： だけど、他町の方は、多分、春作業と秋作業を分けて審議されるはずですよ。

事務局： 形態は確かに多いです。春作業、秋作業分けておられる所は、それは間違いありません。

川 上： その辺の状況はある訳ですから、何れは双方でという事で話し合うわけですがけれども、どうですかね、その辺の、時に必要によって、やっぱり。

議 長： それが可能かどうか、また検討して頂いたり、今後の課題だと思うんですが。

川 上： それは、周辺の農業委員会の考え方を統一してされた方が

議 長： 川上委員さんの方からご意見が有ります様に、他町村との調整も取りながら、理想的なのは、その年の作業については、春はいくら、秋はいくらと通したものが春出てくるというのも一つの方法かと思えますので、そう言ったもろもろの物も踏まえながら、公社の方でも検討もして頂きたいと思えますし、皆さんの方でも他町村はどうかと言う様な意見もお聞きになって、またこの場で審議を頂けたらと思えますので、よろしく願いします。

宇田川： 今いろいろ出ているけれども、実際にこの賃金でされている訳。

議 長： どうです。

宇田川： 問題があると思うんだけど、シルバーは1, 200円程です。草刈りが、実際。

山 本： シルバーはまたこれは。

宇田川： 賃金を勝手に決めて、その人その人の話し合いで賃金と言うのは決まるもので、目安だけですよね。例えばコンバインなんかはほとんど決まるんでしょうけれども、これで、草刈りなんかは、条件によっては高くもらうし、例えば、もう1メートル近く伸びた草は、こんなんでは出来ないよって言って、1, 230円ですかね、シルバーは。山本さん。

山 本： 基本的に1時間が1,050円でしょう。

宇田川： 草を刈るのが、それくらい安い訳ですから、ひょっとしてこれが本当の単価なのかなと、みんなこれで仕事をされているのかな、どこかが契約をしているのかなと言う思いがあるんだけど、で、実際にシルバーが今やっている仕事が大体今のところで、23軒シルバーが草刈りをしています。多い所は田んぼ4枚くらいの畔全部刈ったり、畦畔は3回行かないといけない様な所でも、草刈りはしていますけれども、それが現状で、ますます草刈りに関することが増えて行くと思います。シルバーの立場ももうちょっと考えてもらわないといけないことは、前回町長にも頼みましたがけれども、こういうのがあって、これだけ貰えるなら良いなと言う思いがあるんだけど、これだと果たして妥当かどうか、と言うのも、ただ目安としては良いですけども。

山 本： 特にシルバーの場合は、勇将ボランティアと言う、多少ボランティア部分が含まれていますので、安いのは確かに安いです。これと比較をしてもらってもこれはいけないかな。

谷 口： シルバーと畔刈の賃金を言っただって、シルバーさんはシルバーさんなりの賃金にしておられますので、一応、江府町の畔の分についてはこの金額だと、言う様な感じではないですか。

議 長： それでいいと思いますが、その辺り、シルバーさんの間で、シルバーさんの賃金が低いという問題につきましては、シルバーさんにも理事長さんもおられますので、シルバーさんの賃金については、シルバーさんの方でご検討いただくという事で、お願すればいいと思いますが、どうでしょうか。

山 本： シルバーといえども、仕事は仕事として、近隣検討をある程度足並みをそろえないといけないかなと言う気もします。あまり格差があると、何でこんなに差が付くだ、という事になります。

宇田川： シルバーにばかり仕事に来るんです。なので、実際この単価でやっている所があるのか、という事が聞きたい。

谷 口： シルバーさんに頼まない方なら、一応この金額でと言うでしょう。

宇田川： 言うんだけど、この金額を農家さんが見れば、1,000円ちょっと程で出来るのであれば、そっちに皆が行くので。そこらあたりが、川上委員さんが言われるように

山 本： やっぱり年の人が多い訳ですので、普通の人より作業能率は低いと思いますので。

谷 口： 他の町のシルバーさんはどうしておられんでしょうか。

宇田川： 日野町にシルバーはありません。日南町はあります。

議 長： シルバーさんの関係につきましては、ここに出ているのはあくまでも、町の標準という事でございますので、その辺りシルバーさんの間で検討いただくという事で、この場は収めて頂けたらと思いますので、よろしくお願いたします。ほかに質疑はございませんか。

松 原： すいません。コンバインは水稻なんですけれども、公社が買ったコンバインは、そばとか大豆なんか、公社だけしかそれはしないんですかね。一般的には標準単価で上げる事はないんですか。公社だけの単価。

議長： よろしいですか。それでは、質疑、意見が有りませんので、議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。今も話が有りました様に、内容的にはご検討いただく点が沢山あったと思いますので、その辺り、また皆さんの方、それぞれにご検討いただいたり、ご確認、勉強していただきたいと言う様に思いますので、よろしく申し上げます。それでは、その他に入りたいと思います。事務局の方より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。別刷りで一枚資料をつけております。農業委員会組織による、平成30年7月豪雨災害義援金の募集について、という事で資料を付けさせて頂いております。7月26日付で県の農業会議会長、上場会長から各市町村の農業委員会会長宛に文章が出ております。確認しましたら、平成28年、今から2年前の災害時にもそういった事をしておられるのを確認しております。その際には、農業委員さんお一人から毎月積み立てをして頂いている中から、お一人当たり1,000円を義援金の方に回させて頂いていると言う様な対応をさせて頂いております。ご了解いただきましたら、事務局の方でそういった対応をさせて頂きましたらと言う風に考えております。以上でございます。

議長： 今事務局長の方から説明がございましたが、義援金につきましては、私たちが積み立てをしております分、一人当たり1,000円させて頂いてはどうか、という事ですがよろしいですか。

委員： （全員）はい。

議長： では、事務局長、皆さん賛同いただきましたので、その様な処置でお願いしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。続きまして（2）でございます。次回の農業委員会の総会の日程でございますが、一応案として示させて頂くのが、9月5日、水曜日、午前8時半から、場所はこちらの方という事でございます。ちょうど稲刈りの始まった時期になろうと思います。ただ本格的に忙しくなる前に、少しいつもよりも早めた形での開催日の設定、それからお時間の方、通常9時半からでございますけれども、8時半からという事でご提案させて頂ければと思います。いかがでございましょうか。

議長： 今説明がありました、皆さんどうでしょうか、特別に都合の悪い方とかございますか。今事務局の方で準備しております、9月5日、水曜日、午前8時30分という事で、皆さんご承知いただけますか。

委員： はい（全員）

議長： よろしくお願ひします。では次に進んでください。

事務局： （3）次回の農地相談会でございます。8月23日木曜日でございます。1時半から3時半まで、山村開発センターの旧農業委員会事務局でございます。今回の担当は、下垣委員さんと長尾推進委員さんという事になっております。

議長： 下垣委員さん良いですか。

下垣： はい。

議長： お願いします。

下垣： よろしくお願ひします。

議長： 長尾推進委員さんは欠席ですけれども、

事務局： 欠席ですが、昨日電話で確認をしましたら、取り敢えず大丈夫だと言う風に言っておられました。

議長： 分かりました、では、農地相談につきましては、担当者の方、よろしくお願ひをいたします。

事務局： 以上でございます。

議長： 以上をもちまして、第14回、江府町農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 7 番委員